

宮城県警察本部行政活動の評価に関する条例施行規程

平成14年3月29日

宮城県警察本部訓令第10号

宮城県警察本部行政活動の評価に関する条例施行規程を次のように定める。

宮城県警察本部行政活動の評価に関する条例施行規程

警察本部長が行う行政活動の評価に係る行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）の施行については、知事が行う行政活動による。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。